

点について取り上げたく存じます。

五年前の電気通信事業法改正の際は、当時の官房長官の発言から法改正に向けたプロセスが一気に動き出しました。今回の改正も、自民党のNTT法の在り方に関する検討PT設置と軌を一にして動き出した側面が非常に大きいと思います。

そこで伺います。

自民党NTT法の在り方に関する検討PTの一回目はいつ開催されましたでしょうか。

○政府参考人（今川拓郎君） お答え申し上げます。

自民党に設置された日本電信電話株式会社等に関する法律の在り方に関するプロジェクトチームは、昨年八月三十一日に第一回の全体会議が開催されたと承知しております。

○吉川沙織君 それでは、総務省に設置をされております情報通信審議会の下に、今回の件を受けて通信政策特別委員会設置されていますが、この一回目の開催はいつでしたでしょうか。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。御指摘の通信政策特別委員会の第一回会合は、昨年九月七日に開催されております。

なお、本委員会につきましては、昨年八月二十八日に開催された情報通信審議会総会において市場環境の変化に対応した通信政策の在り方の諮問が行われ、その審議を付託された電気通信事業政

○委員長（新妻秀規君） 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

電気通信事業法や日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案の質疑に關しましては、私は二〇〇七年の初当選組でございます。十一年間は電気通信事業法の質疑に立つことはございませんでしたし、NTT法については十三年目まで質疑に立つことはございませんでした。

ただ、五年前の電気通信事業法改正の際、質疑に立って、このときの改正事項は何かと申しますと、携帯電話の通信料金と端末代金の完全分離等を伴う改正でございましたが、法案提出のプロセスについて最初に当時取り上げています。今回もそのときと同様、他律的要因の方が法案制定プロセスに与えた影響が大きかったのではないかと

策部会において専門的な検討を行うため、新たに設置することが決定されたものでございます。

○吉川沙織君 今の局長の御答弁から、自民党の検討PTの一回目が八月三十一日であるということ、それから、そのための審議体として情報通信審議会の下に通信政策特別委員会を設置して、これがその後の九月七日に行われたということでございます。

では、自民党のNTT法在り方検討PTが提言を出した日付について大臣に伺います。

○国務大臣（松本剛明君） 自民党の日本電信電話株式会社等の、失礼、日本電信電話株式会社等に関する法律の在り方に関するプロジェクトチームが出されました提言は、昨年、二〇二三年十二月五日に取りまとめられたと承知しております。

○吉川沙織君 それでは、総務省の情報通信審議会通信政策特別委員会が第一次報告書案を出したのはいつか、局長、教えてください。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。通信政策特別委員会の第一次報告書案については、昨年十二月二十二日に開催された第十一回会合において議論が行われ、第一次報告書として取りまとめられております。その後、十二月二十七日に開催された電気通信事業政策部会において、委員会の検討結果として第一次報告書の報告がされております。

○吉川沙織君 今なぜ自民党のPTが取りまとめた日付を今の総務大臣にお伺いしたかと申しますと、十二月五日、その自民党がまとめた日、閣議後の記者会見において前総務大臣がこうおっしゃっていたからなんです。先週開催されました自民党のPTにおきましてNTT法の在り方に関する提言が了承されましたということ、それから、提言案では必要な措置を二段階で行うことを求めていると承知しております。審議会におきましても早期に方向性が得られたものにつきましては速やかに取り組む必要と、こうおっしゃっています。ですので、自民党の提言の後追いで総務省もその体裁を整える格好になったと思うんですが、これら五年前に質疑した二〇一九年五月の改正電気通信事業法の際も、当時の官房長官が二〇一八年の八月に発言したことを受けて一気に法改正に向けて動いたのと同じような政治的な動きがあったかというところだと思います。それでも、五年前の改正電気通信事業法の際というのは、年が明けてからも、当時の会議体というのはモバイル市場の競争環境に関する研究会というものだったんですが、今回の法改正は、提出は三月一日に国会に提出されたと承知しています。

今回の通信政策特別委員会は、今年に入ってから法案提出前ほどの程度会議開いたんでしょうか。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。

御指摘の通信政策特別委員会においては、第一次報告書が取りまとめられた後に、今後更に検討を深めるべき事項に関して、ワーキンググループの設置について第十二回会合が、論点整理案に関する提案募集の結果について第十三回会合が、それぞれメール審議により開催されております。さらに、それ以降も、設置された三つのワーキンググループにおいて引き続き議論が進められているところでです。

なお、第一次報告書につきましては、第一次答申として取りまとめられるまで、電気通信事業政策部会や情報通信審議会総会においても議論が行われております。

○吉川沙織君 今年に入ってから二回実施されたということ、そして、その二つは二回ともメールによる検討で、議事概要は一行、二行でしかありません。

このメールによる検討って何でしょうか。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。先ほど申し上げました第十二回の会合につきましては、ユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障について専門的な議論を深めるための三つのワーキンググループの設置についてメール審議を行ったものです。

また、第十三回の会合については、昨年十二月下旬から一か月程度、今後更に検討を深めていく

べき事項に関する論点整理案の提案募集を実施した結果について議論することとしておりましたが、論点自体の修正や追加を伴う提案がなかったことから、形式的な修正を除き、論点整理案のとおりとすることについてメールで審議することとしたものでございます。

○吉川沙織君 結果として、この後質問させていただきますが、検討規定が入っている以上、次にもつながる議論で、そのためのワーキングを設置して、そのための論点整理であるにもかかわらず、議事概要には議論の経過が残されていません。

十二月十三日の通信政策特別委員会で論点案が提示されて、形式的な修正でその審議が終わったということは、まあ当初提示した案で、微修正でしかなかったということになるんだと思います。

本来、このようなことは長期的視点から安定的に議論すべき内容ですが、五年前の改正電気通信事業法のときは約三か月、今回は約四か月の検討と、同じようなプロセスをたどっています。また、自民党のPTでの議論がどれだけ専門的で充実したものであったのか定かではございませんが、提言を拝読する限り、役員会を除く開催実績は六回ですので、情報通信審議会並みの議論ができたかどうかは少し疑問のあるところです。

今回の改正案には、附則第四条に、「検討を加え、その結果に基づいて、令和七年に開会される

国会の常会を別途として、」法律案を国会に提出する」という表現になっています。ですので、附則で法律案の国会提出に言及しているということになります。NTT法制定以降、改正案の附則に見直し規定を初めて置いたのはいつでしょうか。時期だけ教えてください。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。NTT法では、二〇〇一年の改正法において初めて見直し規定を置いております。

○吉川沙織君 そのときの規定ぶりというのはどのようなものであったか、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。二〇〇一年の改正法ではNTT法と電気通信事業法の改正を行っておりまして、NTT法では、NTT東西の業務規制の緩和を行っているものですが、改正法附則第六条において、改正後の規定の実施状況や社会経済情勢の変化などを勘案し、電気通信に係る制度の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする見直し規定を置いております。

○吉川沙織君 NTT法ができてから初めて改正案に附則、検討規定を置いたのが平成十三年、二〇〇一年の改正ということでした。

その検討の附則第六条を今御紹介いただいたか

と思いますが、その次の法改正は二〇一一年、平成二十三年です。このときの附則の書きぶりとは申し上げますと、附則第五条、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」こういった書きぶり。それから、さつき局長に御紹介いただきましたのは、初めての検討規定でしたので丁寧な書きぶり。ただ、国会提出の時期に言及はしていませんでした。

今回は法律案の国会提出の時期に言及されていますが、ほかに、じゃ、法律案の国会提出に言及している法律案の例というのがあれば、教えてください。ただけると幸いです。

○国務大臣（松本剛明君） 法律の条文において特定の国会への法律案の提出に関する規定を設けている近年の例としては、平成二十五年法律第七十四号電気事業法の一部を改正する法律、平成二十五年法律第七十七号国家戦略特別区域法、平成二十五年法律第一百二十二号持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律がある。と承知しております。

○吉川沙織君 今大臣から、近年の例として、全てこれ偶然にも平成二十五年制定法でございませうが、電気事業法、国家戦略特別区域法、持続可能

な社会保障の確立を図るための改革の推進に関する法律、それぞれ御紹介をいただきました。ですので、今答弁の中で近年の例とおっしゃいましたので、もっと遡れば、初期国会において似たような例があったのかもしれませんが、例はあったということですが。

ただ、これ、全部近年の例が平成二十五年制定法で、私、八年ぐらい前から一貫して取り上げ続けております東海法案、これも実は平成二十五年ぐらいから一気に増えていますので、まあそういう書きぶりとか法案の提出の仕方が増えた時期とも合致しているので何とも言えませんけれども、今大臣から御紹介いただいた三つのうち、社会保障改革推進法では、これは附則ではなく本則に書かれていると承知しております。

本則と附則の違いについて、局長、教えてください。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。一般的に、本則には、その法令の立法目的である事項についての実質的規定が置かれる一方、附則には、施行期日や経過規定など、その法令の付随的事項が規定されると認識しております。

○吉川沙織君 今回、自民党が十二月五日に提言をまとめ、全文を公表、十二月十一日には官邸で内閣総理大臣にPTが提言を申し入れていること、それから、与党と政府の関係を考えれば、与党か

ら政府に要請あるいは指示をすれば足りること等から、わざわざ附則をもって政府を拘束する必要は必ずしもなかったのではないかと思います。結果として、自民党の議論を情報通信審議会に慌て後追いさせ、政府の検討を経たという体裁は取っているものの、実態としては附則に規定することによって政府をある意味追い込んでいるわけで、手法としてこれが好ましいかと言われると、好ましいとは言えないのではないかと思います。

今大臣から三つ、法律案の提出時期について言及した法律案の例、三つおっしゃっていただきました。附則や本則に書いてある条文を拝見しますと、これは具体的な事項、何をするかというのが書いてあります。ですので、今回の附則との書きぶり、それからこれまでの書きぶりとは若干違っていますので、自民党の提言に引っ張られたというのであれば、自民党の中でも議論が分かれた問題であったのではないかと思っています。そこでは、事業法、今回は電気通信事業法ではなくNTT法ですが、電気通信事業法とNTT法は結構密接な関係がありますので、そこで、電気通信事業法の、事業法の定義って何か、教えていただけるかと有り難く思います。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えします。御指摘の事業法でございますが、一般的には、

特定の業種の営業の自由について公共の福祉のために規律する法律を事業法と呼称しているというふうに認識しております。

○吉川沙織君 それでは、何とか事業法って、あの意味数はそこまで多くは、星の数ほどあるかと言われればそうではないかもしれないんですけども、主要な事業法についてお答えいただくと助かります。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。御指摘の事業法、多数ございますけれども、主要な例といたしましては、電気事業法、ガス事業法、たばこ事業法、鉄道事業法などがあると承知しております。

○吉川沙織君 事業法といえば、今回、当委員会ではございませぬけれども、他委員会において新たに新規制定法として制定をされる予定、審議をこれから本院でする予定の新たな事業法なんかもありますけれども、ある程度見通しが付く、電気にしても、ガスにしても、たばこにしても、鉄道にしても、その業種、業態、いろんなものを決めていく法律だということが分かります。では、主要な事業法に付随して特定の会社名が入る法律について、御存じでしたら教えていただきます。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。特定の事業について、御指摘の事業法とその事

業を行う特定の会社名が入る法律、いわゆる特殊会社法の両方がある例としては、電気通信事業における電気通信事業法とNTT法、たばこ事業におけるたばこ事業法と日本たばこ産業株式会社法、鉄道事業における鉄道事業法と旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律などがあると承知しております。

○吉川沙織君 今回の改正事項の一つに商号の変更というのがございますが、では、これ法律が成立すればですけども、では、NTT以外の特殊会社で自由に会社名を変更可能なものというのは今現在あるのかどうかだけ教えていただけたらうれしく思います。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。今回の改正法案におけるNTT以外で会社名を自由に変更することができる特殊会社はないと承知しております。

○吉川沙織君 特殊会社の例としては、日本郵便、日本郵政、日本たばこ産業、日本政策金融公庫等々ございますけれども、今の時点ではほかにないということでした。

このNTT法と電気通信事業法は、ある意味、今、その主要な事業法に付随したというところで御紹介いただきましたように、一体として考えることが多くございますが、それでは、NTT法と電気通信事業法の制定の年について教えてください。

い。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。NTT法と電気通信事業法は、いずれも昭和五十九年に制定されたところでございます。

○吉川沙織君 昭和五十九年制定法、法律番号も実は並んでいます。

では、これらが制定された当時において対象とされてきました電気通信事業とサービスについてお答えください。

○国務大臣（松本剛明君） 電気通信事業法は、それまで日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社ににより一元的に運営されていた電気通信事業の独占を廃止し競争原理を導入するとともに、電気通信分野の活性化等を実現するため制定されたものだと思っております。

制定当時、昭和五十九年における電気通信事業は、固定電話、公衆電話といった電話が中心でございました。

○吉川沙織君 それでは、直近は二年前の事業法改正と承知しておりますが、直近の電気通信事業法改正で対象とされました電気通信サービスについてお伺いいたします。

○国務大臣（松本剛明君） 令和四年の電気通信事業法改正時に総合通信基盤局長が御答弁申し上げたところでございますが、近年、通信市場においては、通信ネットワークにおける仮想化の進展、

事業レイヤーを超えたサービス提供等の市場融合、海外事業者の影響力増大等のグローバル化の進展等の事業変化が見られ、電気通信事業においても、従来の電話、ブロードバンドサービス、メール、検索サービス、SNS等に加え、ライブ配信プラットフォーム、ウェビナー、メタバースなど、多種多様な形態が出現してきているところでございます。

直近では、AI、ロボット市場の拡大やDX、GX投資の増加、これに伴う情報通信インフラへの需要の増大と省電力技術へのニーズ拡大などの事業変化が生じているところでございまして、今後も電気通信事業において多種多様な形態が出現していくものと考えております。

○吉川沙織君 今大臣から、昭和五十九年の制定当時は公衆電話と固定電話が中心であったということ、直近の改正時において対象とされた分野は非常に幅が広いということでございます。昭和五十九年、法制定当時は固定電話が中心で、NTT法と電気通信事業法制定時の、今は総務委員会ですけど、当時は通信委員会でございます。

参議院通信委員会附帯決議を見ますと、この中に、「当面、一、二〇〇ビット換算五〇〇回線を上回らないこと。」とありますが、この数値が意味する速度についてお伺いいたします。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。

制定当時の電気通信事業法においては、電気通信回線設備を設置しないで行われる第二種電気通信事業のうち、政令で定める基準を超える設備による事業については、特別第二種電気通信事業として郵政大臣の登録を受けなければならないと定められておりました。

当時の資料によりますと、先ほど委員から御指摘もありましたとおり、千二百ビット換算五百回線というのは、全国規模で法人向けの電気通信サービスを提供する際の目安となる設備の規模でありまして、御紹介をいただきました附帯決議は、全国で第二種電気通信事業を行う場合は特別第二種電気通信事業とすべきであるという趣旨の決議をいただいたものと承知しております。

なお、千二百ビットというのは一回線当たり毎秒千二百ビットの通信速度を指しておりますけれども、現在光ファイバーにより一般向けに提供されているような毎秒一ギガビットのブロードバンドサービスと比較すれば約八十分の一の通信速度でございます。例えば一メガバイトの写真のデータを送る場合には約二時間を要するという計算になります。

○吉川沙織君 つまり、今と比べ物にならないような通信の状況で、今はもうブロードバンドが当たり前という状況だと思えます。当時と今は全く次元の異なる世界となっております、この状況をその

ままだと時代にアップデートできないこととなりますので、見直し自体はもう必要ではないかと思っております。

それでは、改めて、制定当時は公衆電話とか固定電話が中心だったということですので、固定電話の状況について伺います。

昭和五十九年の法制定時以降、固定電話ピーク時の回線数と直近で分かる現在の回線数についてお伺いいたします。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。アナログ固定電話及びISDNを合わせた固定電話の契約数について、ピークは一九九八年三月末時点の約六千三百万、直近では二〇二三年十二月末時点で約千四百万となっております。

なお、IP電話も合わせた固定電話全体では、二〇二三年十二月末時点では約六千万となっております。

○吉川沙織君 今、固定電話、加入電話の方について伺いましたが、一九九八年で六千三百万、直近の二〇二三年十二月ですと約千四百万ということですので、これ、ぱつと計算しますと、今もうピーク時の二割ちよつとまで落ち込んでいるということになります。機械というのも、いつか、保守点検したとしてもいつか維持限界が来てしまいます。電話交換設備が維持限界を迎えますので、それを契機としてIP網への移行、いわゆるマイ

グレーションによって来年に電話中継網の効率化を図ることとされていますが、その一方で、アクセス回線であるメタル回線というものは当面維持をしていくことになります。

これに関しては、メタルケーブルの耐用年数の見直しを二〇一三年度に行っていること承知しているところではあるんですが、それでもやっぱり限界はあると思います。メタルが維持限界を迎える年数について教えてください。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。総務省の情報通信審議会のヒアリングにおいて、NTTからは、二〇三五年頃にメタル設備の維持が限界を迎える見通しであるという旨が説明を、説明をされております。

○吉川沙織君 今二〇二四年度入ったところでございまして、もう維持限界は、ある意味、もうその先も見えているということになります。

維持限界を迎える設備というのは常日頃から、そうでない設備に関しても一定程度の割合で故障等は残念ながら発生しますから、保守運用、点検は必要になるわけですが、特に維持限界を迎える設備は老朽化し維持費が掛かることになりましたが、メタルに係る設備の維持費について教えていただけますでしょうか。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。御指摘のメタル回線の維持に掛かるコストは、

電気通信事業法に基づきNTT東日本、西日本が整理しております二〇二二年度の第一種指定電気通信設備継続会計報告によれば、約三千億円となっております。

○吉川沙織君 今後、そのメタルを維持し続けた場合、維持限界、設備の維持限界自体が二〇三五年ということですので、それ以降無理に維持すると、やはり維持費と保守、その部品も手に入りづらくなりつつあると思うんですけれども、メタルのケーブルも、昔のものから補強したとしても、老朽化はしますし、腐食もします。日々、保守にも努めていると思うんですけれども、維持コストは相当程度必要になっていると思います。

そこで、現在の電話の、加入電話の方ですけれども、ユニバーサルサービス制度については交付金制度がございます。その状況について、直近の交付額について伺いたします。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。電話のユニバーサルサービスについては加入電話及び第一種の公衆電話を対象としておりまして、二〇二二年度認可に係る交付金額は、NTT東日本が四十・二億円、NTT西日本が二十七・〇億円で、合計六十七・二億円となっております。

○吉川沙織君 ユニバーサルサービス制度の交付金によってNTT東日本と西日本が交付を受けている額は直近で六十七・二億円ということでした

が、では、メタルの維持費だけで三千億とかそういうのが掛かりますので、NTT東西におけるメタル、加入電話の直近のこの部分の赤字額について教えていただけますでしょうか。

○国務大臣（松本剛明君） ユニバーサルサービスの対象であります加入電話のNTT東西における収支は、NTTが公表した資料によれば、令和四年度でNTT東日本が約二百二十五億円、NTT西日本が約三百二十五億円の赤字で、合計約五百四十九億円の赤字となっていると承知をいたしております。

○吉川沙織君 メタルの部分については、もう設備がそのまま維持限界を迎えるとか、あと採算の取れない不採算地域でも事業を展開していることから、交付金をいただいたとしても、交付金を受けたとしても、赤字額が膨らんでいるということだと思えます。

差引き、直近の赤字額、東西でいいますと約五百四十九億円、受けている交付金の額が約六十七・二億円ということですので、差引き約四百八十二億円の赤字だということだと思います。

一層の人口減少が進展している今、需要が更に減少することを踏まえれば、どのような立場に立ったとしても、議論は、これどう維持していくか、どう展開していくかという側面において議論は避けては通れないと思えます。

そこでお伺いいたします。

電気通信分野におけるユニバーサルサービスはどこに規定がございますでしょうか。

○国務大臣（松本剛明君） 委員御指摘のユニバーサルサービスについては、電気通信事業法第七条におきまして、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務として、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならないと規定されております。

委員御案内のとおり、電気通信事業法には、これに関連する規定も設けられているところがございます。

○吉川沙織君 今、電気通信分野におけるユニバーサルサービスの規定は、大臣から電気通信事業法の第七条にあるということをお教えいただきました。

この第七条は、ユニバーサルサービスを提供することになる事業者自体は明記されておらず、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき」とただ規定され、この具体的内容は省令で規定するという立付けになっています。現状は、加入電話、第一種公衆電話、加入電話相当の光IP電話、最近付け加わったワイヤレス固定電話となっておりますが、これまで概観しましたとおり、固定電話中心の時

代から携帯やブロードバンド中心の時代となっておりますので様々な議論が必要ですし、中でもこのユニバーサルサービスの在り方について議論する必要があるのではないかと思っています。

ユニバーサルサービスの在り方につきましては、二年前の電気通信事業法の改正においてブロードバンドもこれに位置付ける旨、改正されたところですが、これを義務に改めることの是非が議論されているものと承知しています。この際、条件不利地域へのサービス提供事業者を資金面から支援するための交付金制度は創設はされています。電話に加え、ブロードバンドのユニバーサルサービスを義務としていくのであれば、現在、電話では大きな赤字となっている交付金制度の在り方は、検討するに当たって非常に重要なポイントとなるのではないかと思います。

そこで、大臣にお伺いいたします。

ブロードバンドに係るユニバーサルサービス交付金制度の検討状況についてお伺いいたします。

○国務大臣（松本剛明君） 委員から御指摘ございましたように、令和四年電気通信事業法改正でブロードバンドのユニバーサルサービスの交付金制度が創設をされました。これを踏まえて、情報通信審議会におきまして交付金の算定方法など詳細な検討を進めていただき、本年三月二十八日に答申をいただいたところでございます。

今後、総務省でこの答申を踏まえ、交付金の対象となる区域について夏頃に公表するとともに、交付金の算定ルールに関する省令改正等を進めてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 三月二十八に答申で、夏頃と言われますと、今回その自民党が十二月五日にまとめた提言によると、第一ステップ、第二ステップとあって、第二ステップ、今年の夏頃に向けて情報通信審議会は後追いで審議をある意味しているような状況にあるかと思えますので、この二年前の法改正の内容がまだまだという中でどうなのかというのがあります。

二年前の法改正に際して、二〇二二年二月二日に、ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会がブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめというものを公表しています。この二十三ページにはこう書いてあります。「今般の制度改正における対応として、NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾルト事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないと考えられる。」ともされています。

こういう立て付けになってしまっている以上、今後、どの事業者が担うことになったとしても、この今までの電話と違ってブロードバンドの方の交付金は、どの事業者が仮に担うことになったと

しても条件不利地域や不採算地域に整備する場合であることが想定されますことから、現行の交付金のように負担の差額が膨大になるような制度設計では手を挙げる事業者がもしかしたらいなくなってしまうかもしれません、法制度いかにかわらなく、この全容が見えない中、現在進行形の議論にも影響あるのではないかなという思いがあります。

今回の法改正、研究開発、NTTの研究開発の推進責務及び研究成果の普及責務が廃止されることとなっています。これらは、もちろん昭和五十九年に制定された内容で、固定電話、ある意味全盛期の際に設けられた責務でありますが、これが運用見直しとなります。例えば、研究成果の普及責務を理由として共同研究を断られてしまったなど支障が生じた事例というのはこれまでにあったかどうか、総務省としては把握されていますでしょうか。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。情報通信審議会におけるヒアリングにおきましては、NTTから、共同研究に関するパートナーとの交渉の中で、同業他社へ共同研究の成果を開示せざるを得なくなることから、プロダクトの差異化が図れないことなどを理由に交渉が不成立となった事例などが示されているところでございます。

○吉川沙織君 ある意味、そういった意味では断



られる、今回廃止になれば共同研究などはしやすい環境になるわけですが、それでは、最近におけるNTTの研究開発の推移と今後の見通しについて伺います。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。NTTの研究開発費は、グループ連結で、近年は年間二千億円台で微増傾向にあり、直近の令和四年度決算ベースでは二千五百二十八億円であると承知しております。

今後の見通しにつきましては、NTTは情報通信審議会のヒアリングにおいて、今後も更なる成長に向けIOWN等の研究開発の深化、高度化を進めていくとともに新たなイノベーションなどを創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えを表明しており、引き続き積極的な研究開発投資が行われることを期待しております。○吉川沙織君 私も公表された数値見ておりまして、二十年前と比べると減少はしていますけれども、今局長から御答弁いただきましたとおり、今後の国家、国益のため等も含めて、ここ数年は増加傾向ですので、それはそのままやっていくものだと、私はちよっと研究者じゃございませんので分かりませんが、やっつけていくんだと思います。

それでは、国内外の状況について教えていただければと思います。

まず、国内の情報通信事業者の研究開発費の規模について、それぞれ総務省として把握されている分がございましたら教えていただければと思います。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。NTTグループの中で、NTT持ち株の研究開発については令和四年度決算ベースで千二百七十八億円でありまして、NTT東西、NTTドコモグループの研究開発費はNTTグループ全体の研究開発費からNTT持ち株の研究開発費を除いた千二百五十億円の内数であると承知しております。各社ごとの内訳は公表情報ではないため答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。また、NTT以外の主要な通信事業者の研究開発費について、直近の令和四年度決算ベースでは、KDDIが二百六十四億円、ソフトバンクが五百六十一億円、楽天グループが百四十二億円であると承知しております。

○吉川沙織君 研究開発は、国際競争に打ち勝つためにも、どの事業者とか関係なく、全ての事業者がでし得る限りの環境で総力を挙げてやっつけていかないと、この間、国際競争力、後れを取った側面、それから進んでいる側面、それぞれあるうかと思えますけれども、やっぱりどの事業者も国家、国益のため、国際競争力を高めていくためにはやっつけていかなければならない非常に大事な分野だと

思っています。

今、国内の情報通信事業者の研究開発費の規模について局長から御答弁をいただきました。では、国外の情報通信事業者の研究開発費の規模について、御存じでしたら教えていただければと思います。

○政府参考人（今川拓郎君） お答えいたします。国外の主な情報通信事業者の研究開発費につきまして、二〇二一年度の実績では、日本円換算で、メタが二兆七千八百六十四億円、マイクロソフトが二兆七千七百二億円であると承知しております。○吉川沙織君 グーグルについては把握されておりますでしょうか。

○政府参考人（今川拓郎君） はい。アルファベットということでお答えをいたしますと、三兆五千六百七十億円となっております。

○吉川沙織君 アルファベットはグーグルの親会社だと思えますが、どっちにしても、メタ、マイクロソフト、グーグルの親会社で、全部二兆から三兆、これNTTが一千億、連結で二千億超えていますけれども、それよりも一桁多い水準を研究開発に投じているということになります。ですのでもやっつけていく必要はありますけれども、関係事業者が挙げて尽力することが必要ではないかと思えますし、そうやっていかないと、更に他国に後れを

取ってしまいかねないということにもなります。

NTT法も、それからセットで成立した電気通信事業法も、昭和五十九年法でありますため、この間、多様化する電気通信事業、サービスに合わせその都度改正を重ねてきました。直近の事業法の改正にしましては二年前ですが、その際、実は三点改正になっていきます。一つがブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度、もう一つが利用者に関する情報の適正な取扱いに関する制度、三つが卸協議の適正性の確保に係る制度について改正を行うもので、もうそれだけでも結構多岐にわたっています。

今回のNTT法の改正は、情報通信審議会の下に設置された通信政策特別委員会一つで今のところ完結して、その下にワーキングを三つ設置したことは承知しておりますけれども、二年前の事業法改正のときは検討するための会議体だけで四つもありました。一つがブロードバンド基盤の在り方に関する研究会、一つが電気通信事業ガバナンス検討会、一つがプラットフォームサービスに関する研究会、一つが接続料の算定等に関する研究会で、これブロードバンド、ガバナンス、プラットフォーム、接続料、それぞれが全くある意味別のことを議論しているような状況で、これらは一つの法改正として出されていますので、多種多様なサービス、固定電話や公衆電話が中心だったと

ころから併せて改正を重ねてきていますので、非常に分かりづらい、二年前の改正はある意味分かりづらい改正だったかと思っています。

今回は、立法府の一員として、法制定のプロセスから概観をさせていただきました。国民生活により直結する視点からするとユニバーサルサービスの在り方について、国民生活を豊かにする視点からすると国際競争力やこれは不可欠です。公正な競争についての議論が必要で、必要な手続と手順を踏んでこれらが行われていくことをお願い申し上げます。

ありがとうございました。